

9 環境局関係年表

	一 般 事 項	ご み 関 係	し 尿 関 係
明治 22. 4 6	京都市政特例の施行・府知事が市長を兼任する 府に市事務掛が設けられ、掛の中に衛生課が置かれて市内の清掃事業を引き継ぐ		
23. 4 6	上・下両区長は、府に委任されて「塵芥採集請負人心得」を制定	公認の請負業者によるごみ収集開始	
30. 9		市設塵芥捨場が現在の二ノ橋処理事務所敷地に設置され疎水による船運が開始された	
31.10	市政特例の廃止、専任の市長、市庁舎、市議員が置かれ組織が確立、衛生課が清掃事業を所管		
33. 4	汚物掃除法施行	市内 6 箇所駐在所を設け掃除監督長、監督、巡視を置く	
34. 4	衛生課から独立、市長直属の監視吏員事務所を設け、また全市を 6 管区に分け、管区ごとに監視吏員出張所を設置	一般家庭のごみの収集を行い、市直営収集始まる	
37. 4 10 12	専任監督長を廃止し、清掃事業は衛生課所管となる 蓮華谷火葬場創設（衣笠村へ貸与）	私有深草塵芥焼却場と 5 か年間の塵芥焼却請負契約を結ぶ	
40. 4	府令衛生組合設置規則制定	各戸に塵芥箱設置、5 月上旬より大清掃施行決定	
42. 1 12	全市 7 管区実施	深草塵芥焼却場と 5 か年契約延長	
43.		深草塵芥焼却場軍用道路新設により廃止、塵芥焼却処分の方法途絶える	
44. 6		深草村に京都人造肥料会社が設置され、一部塵芥処理が行われる	
45. 4		塵芥運搬用に馬車（10 台）を初めて使用	
大正 9. 7	衛生課に監視係設置、汚物掃除、公衆便所、道路徹水、清潔方法施行等を担当		
11. 8			し尿応急くみとり開始
12. 1 9	臨時汚物調査会設置、塵芥、し尿の衛生的処分方法研究	塵芥収集作業に自動車（4 台）を採用	し尿応急くみとりを有料とする
14.12		十条塵芥焼却場竣工（4 基 12 炉、1 日焼却能力 25,000 貫、着工は 13 年 12 月）	
15.	蓮華谷火葬場直営開始		

	一 般 事 項	ご み 関 係	し 尿 関 係
昭和 2.11	保健部設置に伴い、監視係を清掃課（清掃係、処理係、監視吏員事務所）に昇格		
4. 2 12		胞衣産汚物取扱い開始	十条し尿処理所竣工（日本最初の高級ばっ気処理場、1日処理能力200石、着工3年8月）
5. 5	汚物掃除法改正		し尿処理は市の義務となる
6. 4	花山火葬場（明治10年、東西両本願寺創立）を買収し、改築着工	隣接市町村編入により元伏見市から伏見塵芥焼却場、婦命院火葬場を継承、改築着工	外人用公衆便所を嵐山3箇所に設置
7. 3 4 6	婦命院火葬場改築竣工 花山火葬場改築竣工 市内5火葬場市営に統一 舗装道路の徹水を土木局へ移管、舗装道路以外を保健部が担当	京都府令（汚物掃除法施行細則）改正により汚物掃除法適用区域9学区増加 伏見塵芥焼却場竣工（1基5炉、1日焼却能力5,000貫）	
9.			掃除義務者に対し、し尿処理が義務付けされる
10.		収集作業は馬車から自動車主体に変わる	
11. 6	婦命院火葬場修築復旧	横大路塵芥焼却場竣工（3基27炉、1日焼却能力75,000貫、着工は10年）	
13.	蓮華谷火葬場改築竣工	十条塵芥焼却場廃止	
16.	汚物掃除法施行細則の改正により、塵芥焼却場処分を必要としなくなる		
17.10	厚生局新設により厚生局清掃課となる		
18.	十条修理事務所設置 道路、みぞ、河川の清掃を土木課に移管	伏見、横大路両焼却場作業中止 現二ノ橋処理事務所敷地のごみ埋立を休止	
20. 2			市直営収集開始（室町小川学区）
21.		横大路塵芥焼却場作業再開	
22. 5 12	保健局新設により保健局清掃課となる 衛生局新設により衛生局作業課となる		
23.		梅津、松尾方面を直営塵芥収集地域として下溝事務所増設	
24.	旧愛宕郡の本市編入により元雲ヶ畑火葬場を継承		
25.		塵芥収集全市7管区制に復元、下溝事務所はし尿のみ取り扱う	市直営区域拡大（弥栄、新道、清水、六原の4学区） 二ノ橋処理事務所発足 二ノ橋投入所開始
26.11	清掃事業機械化の端緒	有蓋ごみ収集車購入	し尿ポンプ車購入

	一 般 事 項	ご み 関 係	し 尿 関 係
昭和 27. 5			市直営区域拡大（鴨川以西，四 条通り以北，千本通り以東，鞍 馬口以南）
28.	清掃事業60周年記念式典挙行 各管区監視吏員出張所を清掃事務所 と改称 清掃事務所，横大路塵芥焼却場，下 溝事務所，二ノ橋事務所，十条修理 事務所が第2類事務所に昇格		二ノ橋事務所新築竣工 市直営区域の拡大（千本通り以 東，鴨川以西，鞍馬口以北，北 大路通以南及び北大路以南の下 鴨地域）
29. 4	衛生局より分離した清掃部新設，第 一清掃課，第二清掃課の職制をもっ て新発足 清掃法施行 京都市清掃条例公布	ごみ有料収集開始 河川清掃，抱衣産汚物，犬，ねこ 等の死体収集開始	市直営区域拡大（北大路，四条 通り間の千本通以西，西大路通 以東，及び北大路，丸太町間の 高野川，鴨川以東，東山山ろく まで），十条貯溜槽新設使用開 始
30.	清掃自動車事務所第二類事務所に昇 格		十条投入所投入開始
32. 4		旧久世郡淀町本市編入により同町 の塵芥収集作業継承 横大路塵芥焼却場で塵芥投入機購 入使用，処理作業の機械化をはかる 第二（現上京）清掃事務所新築竣 工（着工は31年）	
33. 1 4	機構改革により清掃部は清掃局とな る（庶務課，清掃第一課，清掃第二 課） 火葬場業務を民政局に移管	横大路塵芥焼却場第4炉竣工	移動式公衆便所採用，貸出開始
34. 11		旧乙訓郡久世村及び大原野村本市 編入により第六清掃事務所の所管 として塵芥収集作業継承	市直営区域の拡大（四条，五条 通り間の堀川通以西，山陰線以 東の区域，丸太町，三条通り間 の東大路以東の区域，なお直営 区域内に残されていた農協収集 地域の直営収集開始）
35.	機構改革により清掃第一課は清掃課 に，清掃第二課は処理課に改称 十条修理事務所，清掃自動車事務所 及び横大路塵芥焼却場を統合して清 掃施設事務所を新設 清掃事務所，清掃施設事務所及び処 理事務所は第一類事務所に昇格		下溝事務所を十条処理事務所に， 二ノ橋事務所を二ノ橋処理事務 所に改称
36. 2 3 9		第八（現南）清掃事務所及び第九 （現右京）清掃事務所新設，全市 9地域に再編成 第四（現東山）清掃事務所新築竣工	十条処理事務所新築竣工，旧貯 溜槽投入所を廃止し，機械式し 渣除去設備による投入所設置

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
昭和 37.	機構改革により施設課，清掃事業審査事務室を新設 4 週 4 日休日制実施 失対人夫廃止，洗濯工場の新設，清掃職給料表の採用	公害行政の第一歩 環境衛生課環境衛生係に公害担当 3 名を配置
38.		
39.	機構改革により指導課を新設，清掃事業審査事務室を廃止	鴨川を美しくする会発足（11月）
40.	清掃法一部改正	
41. 3 7 10	清掃条例の一部改正 機構改革により指導課を廃止し，料金課を新設	
42. 4 7	水洗便所普及を強化するため普及課を新設	環境衛生課に公害係を設置
43. 1 2 4 5 6 8 9 11	京都市清掃機材管理事務所を南清掃機材管理事務所に改称 北清掃工場プールを一般開放	京都市公害防止設備改善融資制度制定 公害課を設置 事前相談・指導制度
44. 1 3 4 6 9 10	京都市移動便所貸付規則公布施行 搬入ごみ処理手数料の改定，容量制を重量制に改める	京都市公害対策審議会発足（平成 6 年 5 月廃止） 大気汚染常時監視テレメータシステム採用 府・市冬期汚染時対策要綱制定 京都市公害対策審議会「京都市の公害対策について」 答申

ご み 関 係	し 尿 関 係
清掃施設事務所を清掃機材管理事務所と清掃工場に分離、改称 第一～第九清掃事務所の名称と作業区域を行政区に一致するように改める 第九（現右京）清掃事務所新築移転 高速たい肥化装置竣工（着工は35年）、操業開始 ロードバッカーの採用 南清掃事務所、機材管理事務所合同庁舎の新築移転	し尿処理手数料改訂（18リットルまでごとに15円） 「し尿収集カード」制実施
中京、下京清掃事務所の新築移転	し尿直営区域の拡大（東大路以西、鴨川以東、五条通り以南、東海道線以北及び堀川通り以西、山陰線以東、五条通り以南、東海道線以北）
ごみ処理手数料の改定、従量制を容量制に改める 北清掃事務所新築移転（着工は38年）横大路新焼却炉（300t／24h）竣工、操業開始（着工は37年）	し尿直営区域の定日収集制実施
	し尿処理実態調査（40年9月～12月） 鳥羽消化槽完成（着工は39年）
清掃機材管理事務所の作業係を分離し、特別清掃事務所を新設	鳥羽消化槽使用開始 委託制の採用 許可業者を委託業者に切替え定額制の採用 定額制の採用 人数制（2人以内月額90円、3人以上1人につき月額45円） 集金制の採用 委託地域も含めて全収集世帯を料金課職員が年6回直接訪問し集金 月2回定期収集
	し尿直営区域の拡張 （左京区一乗寺地域、東山区今熊野地域） し尿収集制度改正に伴う手数料改定 し尿直営区域の拡張 （伏見区東南部、右京区安井、太秦地域）
横大路清掃工場の旧炉閉鎖 ごみ週2回収集制実施（日曜公休制） 中高層住宅のごみ収集コンテナ使用開始 北清掃工場の新設に伴い、伏見区横大路の京都市清掃工場を南清掃工場に改称 ごみ直営区域の拡張（東山区山科全域） 山科清掃事務所新設 北清掃工場竣工（着工は40年） 北清掃機材管理事務所、右京清掃事務所合同庁舎竣工（着工は42年11月） 北清掃機材管理事務所新設 山科清掃事務所竣工	し尿収集 日曜公休制実施 十条処理事務所に夜間均等放流式貯溜槽設置 し尿直営区域の拡張（東山区山科全域と修道、今熊野、月輪、一橋地域、右京区の御室地域、伏見区の竹田、藤森、下鳥羽、横大路、深草、住吉、板橋地域） し尿脱臭装置を、大型中継車15台、小型バキューム車8台に取り付け 十条南処理事務所新設 し尿直営区域の拡張（伏見区の一部）
横大路新埋立用地でごみ埋立てを開始	し尿直営区域の拡張（左京区修学院地域の一部、北区衣笠等持院地域の一部）

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
昭和 45. 5 6 10 11 12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 (清掃法全面改正, 46年 9 月施行)	大気汚染常時監視テレメーターシステム本格稼働 京都市公害対策会議設置 (平成 8 年 4 月廃止) 市会公害対策委員会設置
46. 2 3 4 6 7 9 10 11 12	清掃法および下水道法の改正に伴う機構改革により 普及課を廃止 廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行および 同施行令, 同施行規則の公布施行	四条河原町交差点にCO・騒音電光表示装置を設置 公害対策室を設置 「青い空をまもる運動」開始
47. 1 3 4 5 6 8 10 11 12	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例, 同規則 公布施行 (京都市清掃条例, 同施行細則の全部改正), 特別清掃地域を廃し, 新処理区域を設定 施設課に産業廃棄物指導係を新設	光化学スモッグ対策会議設置 公害防止ポスター募集 (小・中学生) 始まる P C B 対策専門部会 (公害対策会議) 設置 (昭和61年 6 月廃止) 「京都市公害情報」発行 光化学スモッグ注意報第 1 号発令
48. 1 3 4 5 7 11	清掃問題婦人アドバイザー制度新設 機構改革により計画課を新設	公害防止研究専門部会 (公害対策会議) 設置 「環境週間」事業 (第 1 回) 河川水質自動観測局設置 初の光化学スモッグによる被害者発生 「マイカー観光拒否宣言」
49. 4 6 7		京都市公害対策審議会「京都市環境保全基準について」答申 京都市環境保全基準告示 京都市公害防止基本計画策定 公害無線通報システムの導入

ご み 関 係	し 尿 関 係
特別清掃事務所新築竣工 大型ごみ無料収集実施 川西清掃事務所新設	横大路処理事務所新設 し尿直営区域の拡張（右京区常盤地域の一部）
ごみ収集中継作業の改善 （集積→ドッキング）実施 山科地区の収集車は備車を廃止し、直営車化する 西清掃工場竣工（着工は45年11月） 埋立事業管理事務所新設 塔ノ森埋立地ごみ埋立開始 コンポストプラント休止	二ノ橋処理事務所改築竣工 （着工は45年5月） トラックスケールによる検量開始 横大路処理事務所新築竣工 し尿直営区域の拡張（左京区修学院の一部）
大型ごみ収集を年2回とし春から秋の1回を大掃除 と併せて行う 清掃パトロール車による不法投棄の常時監視パト ロール 南清掃工場工務係を機械炉係に改称し、破碎機係を 新設 塔ノ森埋立地ごみ埋立完了閉鎖 横大路下ノ坪埋立地ごみ埋立開始 粗大ごみ破碎機試運転開始	し尿直営区域の拡張 （左京区八瀬、松ヶ崎、葵、修学院の一部） し尿処理区域の拡大（周辺地域）
粗大ごみ破碎機竣工（着工は47年1月） 京都市における事業系廃棄物実態調査	
南清掃機材管理事務所整備係を分離し、清掃機材整 備工場を新設 家庭ごみの分別収集のテスト実施 （モデル地区11箇所）	十条処理事務所改築竣工（着工は47年11月）

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
昭和 50. 4 7		京都市し尿浄化槽指導要綱制定
8 9	洗濯工場改築竣工	
51. 3 6 8 10 11	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（ごみ関係，し尿関係，犬，ねこ等の死体の処理手数料を改定，51年4月施行） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正	京都市大気環境管理計画策定 京都市硫黄酸化物対策指導要綱制定 京都市硫黄酸化物対策指導要綱に基づく公害防止協定締結（工場・事業場52社） びわ湖・淀川環境会議発足
52. 2 3 4 8 10 11 12	京都市移動便所貸付規則の一部改正，施行（第7条の改正規定については52年4月施行） 京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正，施行（再生利用業等の規定を追加） 機構改革に伴い産業廃棄物指導課の新設，料金課を処理課に統合	環境影響評価専門部会（公害対策会議）設置 公害センター建設起工式 京都市公害総合管理システム推進会議発足
53. 3 4 6 7 9 11	機構改革に伴い埋立地建設準備室を新設 京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正，施行 観光地等ごみ処理対策協議会発足 東部清掃工場建設工事禁止仮処分申請，京都地裁受理 京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正，施行	京都市水質環境管理計画策定 京都市水質汚濁防止対策指導要綱制定 悪臭防止法に基づく二硫化メチル等追加3物質の規制基準の設定（京都市） 合成洗剤対策会議発足
54. 1 3 5 6 7 8 11	 観光地等ごみ処理対策協議会答申 清掃局安全衛生委員会要綱制定 埋立地建設準備室を埋立地建設室に改称 京都市散乱ごみ対策協議会発足 京都市空缶条例専門委員会設置	公害センター開所 京都市公害総合管理システム（KEIMS）本格運用 電気バス運行（阪急桂駅～洛西ニュータウン） 「まちづくり構想」の見直し発表 し尿浄化槽指導要綱全部改正 中学生のための公害教室（公害センター）始まる

ごみ関係	し尿関係
南清掃工場第二工場竣工（着工は48年5月） 水垂埋立地でごみ埋立開始 資源利用のためのごみ分別装置による分別実験を行う	
定期有料ごみ収集制度の廃止 ごみ減らし、省資源を目的とし分別回収のモデル実施、水垂埋立地造地排水処理施設の完成	
大型ごみの申告収集制を北区をかわきりに開始	十条南処理事務所の改築、移転に伴い塔南処理事務所に改称 公衆便所整備10か年計画着手 し尿直営区域の拡張 （左京区下鴨、松ヶ崎、右京区常盤地域） し尿直営区域から除外（南区久世地域）
左京区花背、広河原等周辺区域のごみ定期収集を開始	
南清掃工場第一工場廃水処理施設完成 左京清掃事務所新築移転 （収集部門と運搬部門を統合） 北清掃工場で電気集塵装置の故障点検中に殉職、局全事業所の安全体制確立を推進 北清掃工場グラウンド完成 南清掃工場プール完成 事業者責任による洋酒びん自主回収始まる	処理課収納第二係も左京清掃事務所とともに移転 し尿処理区域の拡大（全市処理区域となる）

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
昭和 55. 3	4 機構改革に伴い産業廃棄物指導課を廃棄物指導課とし、同課に環境調査係を新設 8 空缶条例専門委員会により条例案についての中間報告を受ける 9 空き缶回収を考えるシンポジウム開催 9 京都市散乱ごみ防止推進本部を設置	「市庁舎等における合成洗剤の使用について」助役通達 京都市公害対策審議会「京都市における環境影響評価に関する基本的な考え方について」答申
10	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（ふん尿を除く一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物の処分費用を改定、55年11月施行）	京都市水質汚濁防止対策指導要綱改正
56. 1	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正（産業廃棄物処理業許可申請手数料改定、56年2月施行）	
2	空缶条例専門委員会により空き缶条例制定のための答申を受ける	
	機構改革に伴い環境美化対策室を新設	
	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（一般廃棄物処理業、し尿浄化そう清掃業の許可申請手数料の改定、56年4月施行）	
	東清掃工場建設工事禁止仮処分事件、当事者間で協定書締結により申請取り下げ	
3	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（ふん尿処理手数料を改定、56年4月施行）	
	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正（56年4月施行）	
5		
9		
10	京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例制定（57年4月施行）	京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例公布
11		京都市公害対策審議会「大気に係る環境管理計画の策定及び実施に関する基本方針について－窒素酸化物対策－」答申
12		
57. 1	京都市飲料容器対策審議会設置	京都市環境影響評価制度大綱発表
4		
6	東余熱利用センター竣工	
8	第1次散乱防止重点地域（6箇所指定）	
	京都市環境美化事業団設立	
9		
58. 3	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（犬、ねこ等の死体処理手数料等を改定、58年4月施行）	京都市水質環境管理計画の見直し
	環境美化対策室を廃止し、清掃課に環境美化係を設置	
	用地取得に関する主幹・主査を埋立地建設室に設置	
	清掃問題婦人アドバイザー制度を廃止	
4	第2次散乱防止重点地域（14箇所指定）	
7		「京都市基本構想」発表

ご み 関 係	し 尿 関 係
東清掃工場竣工（着工は52年12月） 南清掃工場機械炉第一係を廃止し、第二係を工務係とする 東清掃工場機構を事務係、施設第一～第四係、破碎機係とする	観光便所設置（3箇所） 処理課収納第四係、山科区東野八反畑町22-8に移転 処理課収納係の統合及び名称変更（5係制から4係制へ）
東部山間埋立地地元協定締結 伏見清掃事務所新築移転（収集部門と運搬部門を統合）左京清掃事務所の事務係、計画係と伏見清掃事務所の副所長を廃止し、それぞれ管理係、業務係を新設、南清掃機材管理事務所の次長を廃止、配車第一、第二係を配車係に統合 北清掃工場に中継施設係を新設 北清掃工場中継施設竣工 埋立事業管理事務所昼休み受付開始	
南清掃機材管理事務所廃止 山科清掃事務所新築移転（収集部門と運搬部門を統合）	処理事務所の処理第一係、処理第二係を処理係に統合 東部収納係も山科清掃事務所とともに移転

ご み 関 係	し 尿 関 係
清掃機材管理事務所を廃止 西京清掃事務所新築移転 (収集部門と運搬部門を統合) 右京清掃事務所と西京清掃事務所の副所長を廃止、 それぞれ管理係、業務係を新設	塔南処理事務所および東部収納係を廃止 十条処理事務所に維持係を新設 西部収納係中京清掃事務所から西京清掃事務所へ 移転
南清掃工場第一工場竣工(着工は58年10月) 南清掃工場の事務係、管理係、工務係、破碎機係を 管理課(事務係、管理係)、工場第一課(施設第一～ 第三係)、工場第二課(施設第一～第三係、破碎機係) とする 北清掃工場と西清掃工場の工務係を施設第一、第二 係とする 南清掃事務所移転	公衆便所整備3か年計画に着手
東清掃工場の施設第一～第四係を管理係、施設第一 ～第三係とする空き缶分別収集開始 (上京区、中京区、東山区)	
空き缶分別収集拡大(山科区、伏見区醍醐支所管内) 下京清掃事務所改築竣工	

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成 元. 3 4 6		公害防止資金融資にアスベスト対策を追加
8 9 10		大気汚染対策指導要綱，水質汚濁防止対策指導要綱制定 家庭用合併処理浄化槽補助金制度制定 京都市環境影響評価技術検討会「京都第二外環状線に係る環境影響評価準備書について」答申 騒音対策モデル事業（南区桂川ハイツ2年3月まで） 地下水汚染常時監視開始
2. 3 4 6 7 8 9 11	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正（産業廃棄物処理業許可申請手数料を改定，2年4月施行）	京都市環境保全事業振興基金条例施行 組織改正・各課再編成 公害対策室→環境保全室へ名称変更 衛生研究所→衛生公害研究所へ名称変更 「再生紙の使用，紙ごみ回収」始まる 第1回「緑と水辺の健康ウォーキング」開催 「公害防止事前相談制度に係る緑化指導指針」策定 「自然観察会」始まる 身近な水辺環境をはぐくむ活動補助金制度制定 「京都市ゴルフ場等の建設事業に関する指導要綱」策定 地球環境問題専門部会設置（公害対策会議）
3. 1 3 4 6 8 9 10 12	機構改革により，部の再編成を行い，施設部を廃止し，管理部を新設 計画課，埋立地建設室を廃止し，施設建設室を新設 庶務課調査係，清掃課環境美化係を廃止し，ごみ減量推進課を新設 再生資源の利用の促進に関する法律公布（3年10月施行） 京都市ごみ減量化等検討委員会設置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（4年7月4日施行）	海外環境分野技術協力職員派遣（ナイジェリア・JICA） 電気自動車（軽自動車・バンタイプ1台）導入 「環境問題普及啓発計画」策定 京都市自動車公害防止協議会設置 地域環境保全活動指導者制度発足 二酸化窒素高濃度日前日予報開始
4. 2 3 4 6 9	京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（一般廃棄物の処理手数料，産業廃棄物の処分費用を改定，4年6月施行，ただし，ふん尿処理は4年4月施行） 京都市移動便所貸付規則の一部改正（4年4月施行） 京都市ごみ減量化等検討委員会から市長へ「京都市のごみの減量化・再資源化の在り方について」の提言を提出 京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例の一部改正（罰金の上限引上げ，4年5月施行） 京都市防疫手数料条例の一部改正（胞衣，産汚物の取扱手数料を改定，4年6月施行）	「京都市における地球環境問題への取組の方向」策定 京都市内の建設工事における熱帯木材の使用量削減開始 小学校5年生用環境副読本配布開始 京都市環境影響評価技術検討会「京都高速道路計画に係る環境影響評価について」答申

ご み 関 係	し 尿 関 係
北清掃工場改修工事（耐用年数延伸工事）竣工 （着工は62年 6 月） 埋立事業管理事務所の事務所棟改築竣工 空き缶分別収集拡大（南区，西京区）	
特別清掃事務所改築竣工 空き缶分別収集拡大（下京区，右京区）	
施設課の施設係を計画係とする 北部，西部，南部大型ごみ事務所新設，業務開始 空き缶分別収集拡大（北区，伏見区）	処理課の料金係，北部収納係，西部収納係，南部 収納係を統合し，収納係を新設
西清掃工場改修工事（耐用年数延伸工事）竣工 （着工は平成 2 年 4 月） 上京清掃事務所改築竣工 空き缶分別収集拡大（左京区），全区実施	

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成 5. 3 4 6 10 11 12	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同規則公布、5年4月施行（京都市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則の全部改正） 京都市廃棄物減量等推進審議会設置 京都市廃棄物減量等推進審議会から京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に対する意見について、市長へ中間報告を提出	「京都市自動車公害防止計画」策定 低公害自動車購入資金融資制度制定 「京都市環境影響評価要綱」制定 京都市騒音防止条例廃止 京都市環境影響評価審査会設置
6. 3 4 5 9 11	京都市廃棄物減量等推進審議会から京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に対する意見について、市長へ最終答申を提出 京都市一般廃棄物の（ごみ）処理基本計画を策定	京都市環境審議会発足 京都市環境影響評価審査会「京都市道高速道路第1号線計画に係る環境影響評価について」答申 公用車購入車種指定制度開始（依命通達）
7. 2 4 5 6 7 9 11	機構改革により部の再編成を行い、管理部と業務部を統合し、事業部を設置 施設建設室を改組し、施設課を含めた施設部を新設 清掃課に美化推進係を新設 京都市廃棄物減量等推進審議会から京都市ごみ減量化行動計画及びごみ減量・リサイクル推進店推奨制度の2項目について、市長へ答申を提出 京都市ごみ減量化行動計画及びごみ減量リサイクル推進店推奨制度を策定 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布	京都市環境審議会「新しい時代の環境保全対策のあり方について」答申 環境保全物品貸出事業始まる ごみ減量リサイクル行動計画策定 京都市環境保全活動助成制度創設 市民環境講座始まる
8. 3 4 5 6 9 10 11	「ごみゼロ・京都クリーンアップ行動日」を設置し、まちの美化キャンペーンを実施 京都市ごみ減量推進会議設立	京都市環境審議会「京都市環境管理計画について」及び「京都市環境保全基準について」答申 京都市環境影響評価審査会「京都市東北部清掃工場（仮称）建設事業に係る環境影響評価について」答申 「新京都市環境管理計画」策定 悪臭防止法に基づく排水中の特定悪臭物質の規制基準設定 「京都市環境保全基準」告示 京都府道路環境対策連絡会議が発足（市が参画） 京都市環境保全推進会議設置（公害対策会議廃止） 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域等の一部改正 市民環境フォーラム京都開始 国際環境自治体協議会（イクレイ）に加盟 家庭用冷蔵庫からのフロン回収開始 京阪神六府県市低NO_x車普及推進協議会が発足し、低NO_x車指定制度が創設される（市が参画） 京都市環境審議会「京都市環境基本条例（仮称）の基本的な考え方について」答申

ご み 関 係	し 尿 関 係
筒型廃乾電池の拠点回収開始 (清掃事務所・区役所・保健所など計48箇所)	
事業用大規模建築物の所有者への減量指導	
北清掃事務所改築竣工	
空きびん分別収集を全市で実施 廃冷蔵庫からのフロンガス回収を実施 廃食油ディーゼル・エンジン燃料化事業実験開始 東部山間埋立用ダム定礎式	5～7 嵐山公園西公衆便所改築計画において、住民参加のワークショップを実施

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成		
9. 3	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（ふん尿を除く一般廃棄物の処理手数料、産業廃棄物の処分費用、改定，9年6月施行）粗大ごみの処理手数料を新設，平成9年10月施行	京都府域道路環境対策計画の策定（市が参画） 京阪神六府県市低NO _x 車の第1回指定（市が参画） 「京都市環境基本条例」公布
4	機構改革により清掃課と処理課を統合し，業務課を新設 廃棄物指導課を産業廃棄物指導課とする ごみ減量推進課をごみ減量リサイクル推進室とする 計画課，施設課を廃止し，管理課，施設整備課，工場建設課を新設 京都市飲料容器対策審議会から「散乱の防止とまちの美化について」市長へ答申を提出	
5		「京都市役所エコオフィスプラン」策定
6	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例制定，9年8月施行（京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例の全部改正）	
7	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則公布，9年8月施行（京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例施行規則の全部改正）	「京都市地球温暖化対策地域推進計画」策定
9	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（9年10月施行）	
10		「京（みやこ）のアジェンダ21」策定
11		国際環境文化都市会議in京都開催（国際環境自治体協議会（イクレイ）と共催） 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）関連事業を実施（12月を中心に）
12		国際環境自治体協議会（イクレイ）のCCPキャンペーンに参加
10. 1	京都市美化推進等対策審議会から「京都市美化推進等総合計画」市長へ答申	
2	「京都市美化推進等総合計画」を策定（10年3月施行） 美化推進強化区域第2次追加指定	
3	大原野産業廃棄物除却行政代執行 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（10年4月施行）	
4	京都市自治100周年 機構改革により，清掃局と環境保健局環境保全室を統合して環境局を新設。環境企画部，環境保全部，事業部，施設部の4部で構成 庶務課は環境総務課に，環境計画課，環境管理課及び公害規制課は環境管理課と環境指導課に，業務課はまち美化推進課に，地球温暖化防止京都会議推進室及びごみ減量リサイクル推進室は地球環境政策課とリサイクル推進課にそれぞれ新設，名称変更又は廃止	
5	「京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本構想」を策定	
6	100万人まち美化大行動を実施 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（10年6月施行）	京都市環境審議会「環境影響評価条例の基本的な考え方について」答申
7		
8	京都市美化推進協会の設立	京いきいき市民フェスティバル開催
9		
10	ごみってなんやウィークの実施	
11		「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」設立
12	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同規則の一部改正（10年12月施行）	「京都市環境影響評価等に関する条例」公布 京都チャレンジエコライフ開催

ごみ関係	し尿関係
北部，西部，南部の3大型ごみ事務所を統合し，大型ごみセンターを新設 不用品リサイクル情報案内システムの運用開始 秘密書類リサイクル事業開始 ペットボトルの分別収集を実施 紙パックの回収を開始 大型ごみの有料化実施 業務課にクリーンアップチーム発足 廃食油バイオディーゼル燃料をごみ収集車両に使用（全車両）	嵐山中ノ島公園西公衆便所の供用開始 十条，二ノ橋，横大路の3処理事務所を統合し，生活環境事務所を新設 し尿消化槽を廃止
清掃事務所をまち美化事務所に，特別清掃事務所を環境美化センターに，清掃機材整備工場をまち美化機材センターに，清掃工場（南，北，西，東）をクリーンセンター（南部，北部，西部，東部）にそれぞれ名称を変更 フロン破壊実験の実施	祇園石段下公衆便所供用開始 高台寺公園公衆便所供用開始

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成 11. 1		市長が3事業所（山科区役所、青少年科学センター、東部クリーンセンター）でのISO14001認証取得を宣言
3		「京都市環境保全推進会議ダイオキシン類特別対策会議」設置 「京都市におけるダイオキシン対策の基本的な取組方針」策定
4	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（11年4月施行） 美化推進強化区域第3次追加指定	
5		「京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」策定
6	「新京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～京・めぐるプラン～」を策定 「京都市産業廃棄物処理指導計画」を策定 京都府環境犯罪対策協議会を設置	地球環境フォーラム開催 市民環境フォーラム・京都開催
7	第二期京都市分別収集計画を策定	「京都市ダイオキシン類対策推進計画」策定 「京都市低公害車普及モデル事業助成金交付要綱」策定
8	「新京都市ごみ減量・リサイクル行動計画～京・めぐるアクションプラン～」を策定	
10	環境パトロール隊を設置	
11	「世界の京都・まちの美化 元気市民総行動」を実施	
12		京都チャレンジエコライフの集い開催
12. 1		3事業所（山科区役所、青少年科学センター、東部クリーンセンター）でISO14001認証取得
3		「新京都市役所エコオフィスプラン」策定 「京都市地域新エネルギービジョン」策定
4	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同規則の一部改正（12年4月施行） 「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を策定（12年6月施行）	
5		
6		京都市環境学習・エコロジーセンター（仮称）の概要発表
7		環境まちづくり交流会 in 京都開催 写真集「未来に届け！京都の自然」発売
9	「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施	
10	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（12年10月施行）	
11	京都市廃棄物減量等推進審議会から持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について市長へ答申を提出	地球温暖化防止ハグ会議（COP6）へ市職員派遣 COP6 青少年会議に京都府・市立高校生（2名）参加
13.2	（財）京都市環境事業協会設立	工業試験場でISO14001認証取得
3		「京都市自動車公害防止計画～ひととまちにやさしい「くるまエコプラン」～」策定
4	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（13年4月施行） 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正（13年5月施行） 機構改革により、事業部リサイクル推進課を廃止し、環境企画部に循環型社会推進課を新設。産業廃棄物指導課は廃棄物指導課に名称変更 まち美化機材センターを廃止し、まち美化推進課に車両管理係を新設 「京都市美しいまちづくり推進本部」を設置	京（みやこ）のアジェンダ21フォーラムにおいて「京都・環境マネジメントシステム・スタンダード（KES）」を作成し、独自の認証制度を創設
5		「京都市役所グリーン調達推進方針」策定
6		環境まちづくり交流会in京都開催

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成 13.7 8 9 11 12	「美しいまちづくりネットワーク」を設置 「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施 「美しいまちづくり推進月間」を設定	再開COP 6（ボン）に市職員派遣 再開COP 6 青少年会議に市立高校生 1 名参加 公用車購入車種指定制度を改正（依命通達）
14. 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	ごみ処理基本計画等に係る事務を地球環境政策課から循環型社会推進課に移管。これに伴い、地球環境政策課の廃棄物調査係長を廃止 環境保全に関する普及啓発の事務を環境管理課から地球環境政策課へ移管。これに伴い、環境管理課環境普及係を廃止し、地球環境政策課に環境活動支援係長を設置 まち美化パトロール隊の編成 「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施 京都市美化推進等対策審議会から美化推進等総合計画の見直しについて市長へ答申を提出 美化推進等総合計画の改正 京都市環境美化事業団と京都市美化推進協会の統合に伴う、京都市まちの美化推進事業団の発足	京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）開館 京都市環境審議会「新京都市環境管理計画の進捗状況及び今後の課題について」答申 京都市役所本庁舎でのISO14001取得宣言 持続可能な開発に関する世界首脳会議・地方自治体セッション(ヨハネスブルク)に市長出席、取組発表 「ストップザ温暖化京都市民会議・ブロック会議」開催
15. 2 3 4 6 9 11 12 16. 1 2 3 4 6	環境保全部を環境企画部に統合し、環境政策部に名称変更。環境総務課、地球環境政策課、循環型社会推進課、環境管理課、環境指導課の 5 課となる。施設部工場建設課を施設建設課に名称変更。まち美化推進課指導係を廃止 「世界の京都・まちの美化市民総行動」を実施 京都市廃棄物減量等推進審議会から「京都市における循環型社会の形成に向けた提言」を市長に提出 「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21」策定 「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」制定（16年 4 月 1 日施行）	「ストップザ温暖化京都市民会議・全体会議」開催 「京都発ストップザ温暖化宣言」採択 「京都市悪臭防止対策指導要綱」を策定（15年 4 月 1 日施行） 住宅用太陽光発電システム設置助成制度の創設 「京都市地球温暖化対策地域推進計画」改定 京都市役所本庁舎でISO14001認証取得 京都環境賞創設 ICLEL世界大会（アテネ）に副市長出席、取組発表 京都市環境審議会温暖化対策条例検討部会で市民意見交換会開催 「京都市都市部グリーン配送推進協議会」設立 京都市環境審議会「京都市地球温暖化防止条例（仮称）の基本的な考え方について」答申 上下水道局石田水環境保全センターでISO14001認証取得 京都市環境影響評価審査会から「京都市における計画段階での影響評価制度の基本的な考え方について」答申 すべての区役所・支所でのISO14001認証取得宣言

ご み 関 係	し 尿 関 係
産業廃棄物の持ち込み量に制限（１００ｔ以下／月） 持ち込みごみ多量搬入者登録制度を開始	
環境美化センター，大型ごみセンター，まち美化推進課車両管理係を統合し，市民美化センターを新設 北部クリーンセンター関連施設の供用開始 建設リサイクル法の施行に伴い，建設廃材等の持ち込みを原則停止 その他プラスチックのモデル収集の拡大 小型金属類の分別収集を試行実施 家庭ごみ収集３方面から２方面へ変更 （まち美化事務所の土曜閉庁へ）	京阪三条駅前広場公衆トイレ供用開始 生活環境事務所の機械係を廃止 し尿直営区域の変更（市内中心部と伏見区，山科区の一部を委託区域へ）
京都市廃食用油燃料化施設竣工	五条大橋西詰公衆トイレ供用開始 JR二条駅前広場公衆トイレ，阪急嵐山駅前公衆トイレ（完全自動洗浄式快適トイレ）の供用開始 し尿直営区域の変更（山科区及び伏見区の一部を委託区域へ）

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成 16.8		京都市地球温暖化対策条例（仮称）大綱に係る 市民意見募集を実施
9 10		「京都市計画段階影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱」策定
11		「京都議定書シンポジウム」開催（主催：環境省， 京都府） エコドライブ推進者認定制度創設
12	「京都市地球温暖化対策条例」制定	
17. 2	京都議定書発効を記念し，発効当日（2月16日）に， イクレイ加盟の471自治体，世界歴史都市連盟加盟 の46自治体，政令指定都市（12）の首長にメッセージ を発信	京都議定書発効記念行事開催（主催：環境省，京都 府）
3	京都議定書発効を記念し，イクレイCCPキャンペー ン参加都市（約500）にメッセージを発信 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の 一部改正（17年7月施行）	
4	「京都市地球温暖化対策条例」施行 美化推進強化区域第4次追加指定 環境政策部を地域環境政策部に名称変更。地球環境 政策課を地球温暖化対策課に名称変更	
8	京都市廃棄物減量等推進審議会から「今後のごみ減 量施策のあり方について」（答申）を市長に提出	
9		すべての区役所・支所及び上下水道局本庁舎でISO 14001認証取得 京都市役所オフィス系関連庁舎として市役所本庁舎， 消防局本部庁舎と統合
10	「京都市地球温暖化対策条例」事業者の義務規定実 施	
12	「気候変動に関する世界市長・首長協議会」設立 京都市長が名誉議長に就任	すべての水環境保全センターでISO14001 認証取得
18. 2	「イクレイ世界大会」（ケープタウン）に副市長出 席，取組発表 京都市長がイクレイ世界理事に就任	京都議定書発効1周年を記念した「環境先進自治体 会議」及び「1周年記念イベント」開催
3	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の 一部改正	東北部クリーンセンターでISO14001 認証取得 「新京都市役所エコオフィスプラン」を 「京都市役所CO2削減アクションプラン」に変更
4	許可業者搬入手数料の新設 事業部の循環型社会推進部に名称変更。施設部を適 正処理施設部に名称変更。循環型社会推進課を循環 企画課に名称変更。	
5	「国連持続可能な開発委員会（CSD）第14回会合」 （ニューヨーク）に副市長出席，取組発表	
7		京都市環境審議会「新京都市環境管理計画の改定に ついて」，「京都市環境保全基準の見直しについて」 及び「京都市地球温暖化対策計画の策定及び施策の 評価，見直しのための体制について」答申
8		「京の環境共生推進計画」策定 「京都市地球温暖化対策計画」策定 「京都市環境保全基準」告示
9		
10	家庭ごみの有料指定袋制を開始	
12		

ごみ 関 係	し 尿 関 係
リターナブルびん（生きびん）等の拠点回収の開始 コミュニティ回収制度の創設 プラスチック製容器包装の分別収集を約 1 割世帯（約72,000世帯）に拡大 バイオディーゼル燃料活用自治体推進フォーラム開催	大原の里公衆トイレ供用開始
西部クリーンセンターの休止により 4 工場体制へ ごみ収集区域の拡大（右京区京北）	し尿処理区域の拡大（右京区京北） 旧京北町との合併により中地公衆トイレ，常照皇寺公衆トイレ，上黒田公衆トイレを編入
許可業者搬入手数料の新設 電動式生ごみ処理機，コンポスト容器の購入補助制度の開始 防鳥用ネットの貸与制度の開始 ごみ啓発班の創設 家庭ごみの有料指定袋制を開始 コミュニティ回収制度への補助制度の開始 蛍光灯の拠点回収の開始 障害のある方，要介護者，新生児に対して，福祉施策として有料指定袋を無償配布	

	一 般 事 項	環 境 保 全 関 係
平成 19.1 2 3 4 9 10	「京（みやこ）華やぎ隊」の発展的解消 地球温暖化対策課を総合企画局に移管し、地球環境政策部を環境企画部に名称変更。監理監，服務監理課，業務監理課を設置。市民美化センターと生活環境事務所を統合し，生活環境美化センターに名称変更。適正処理施設部管理課を施設管理課に名称変更。 生活環境美化センター生活環境係を旧市民美化センターに移転	「アイドリング・ストップシンポジウム」開催 新山科浄水場で ISO14001 を認証取得

ご み 関 係	し 尿 関 係
北部ク リ ー ン セ ン タ ー 竣 工。 在宅で腹膜透析を実施している方に対して，福祉施策として有料指定袋を無償配布 家庭ごみ収集用指定袋 20 リットル販売開始 プラスチック製容器包装分別収集を全世帯へ拡大。 スプレー缶の分別収集を開始。西部圧縮梱包施設竣工。横大路学園建替竣工。	清水快適トイレ供用開始

